

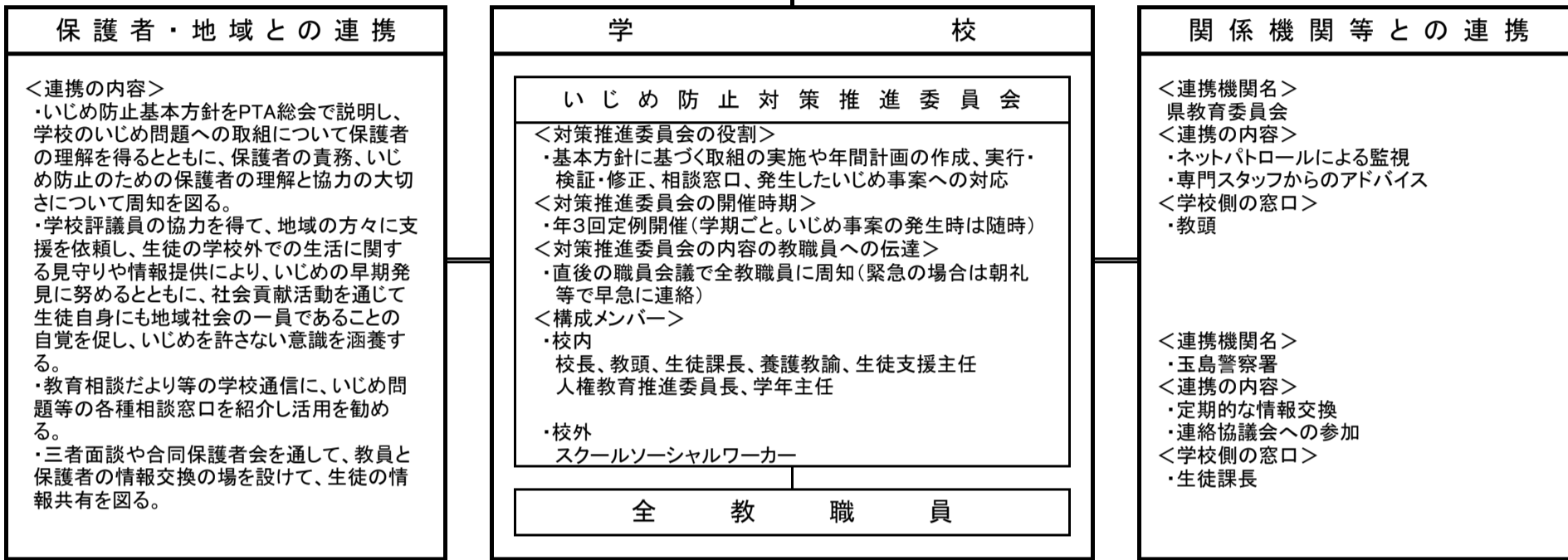
令和8年度 岡山県立鴨方高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は年間を通じて数件であり、全校生徒対象のアンケート調査によるとグループ内での嫌がらせやからかいがほとんどである。学年では1年が多く、入学して間もない新しい集団づくりでのトラブルが原因だと思われる。学年が上がるにつれて、人間関係ができて解消していくことがほとんどである。昨今、若者のインターネットや携帯電話の利用率が高く、SNSなどへの書き込みによるトラブルを未然に防ぐ生徒向けの研修や、時代の変化に対応できるように教職員の研修も実施していく必要がある。現在、いじめ防止対策推進委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、学年や教科等と連携した取組を組織的、継続的に行う必要がある。校長のリーダーシップのもと、保護者や地域・外部関係機関の協力を得ながらいじめの未然防止、早期発見、適切な対応を行っていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・本校の現状と課題を踏まえ、学校全体で組織的に取組を推進するため、いじめ防止対策推進委員会を設置する。
 - ・生徒のSNS等によるトラブルを未然に防ぐため、生徒の情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者への啓発を積極的に行う。
 - ・いじめの早期発見のために、アンケート調査やSTANDBY(いじめ等を匿名で相談・報告できるアプリ)によって得られた情報を教職員間で共有し、未然防止の対策等に生かす。
 - ・いじめ問題の解決のために、保護者や地域・外部関係機関との連携を図る。
- <重点となる取組>
- ・自他を尊重する態度を育て、望ましい人間関係を築くことのできる資質や能力を育てる。
 - ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、いじめ等の早期発見及び対応力の向上のため、事例研究等を題材とした研修会を行う。 ・時代の変化に対応できるように、生徒のネット利用の状況を把握しながら、情報モラル教育の指導上の留意点について研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>(人権意識の高揚・居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、互いの人権を尊重する態度の育成や望ましい人間関係づくりに努める。また、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラル教育を推進する。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、気になる回答や記述には担任がすぐに面接を行う。定例学年会議では各教科等での授業時の観察など複数の視点から生徒の生活の様子を情報交換し、いじめの早期発見を図る。STANDBY(いじめ等を匿名で相談・報告できるアプリ)の導入及び促進を図り、訴えやすい環境を整備する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の情報提供を生徒・保護者に周知する。教員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、いつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合は担任や学年主任に伝え、必要に応じて教育相談・ケース会議・学年団会議等で早急に対応する。中学校からの情報や様子が気になることなどは共通連絡ファイル「支援の記録」に全教員が書き込んだり、閲覧したりできるようにして、職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭・保護者への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭・保護者が生徒の様子を見つめるためのポイントを示すなどして、家庭・保護者におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ防止対策推進委員会を開催し、解決に向けた対策を作成する。 ・必要に応じてスクールカウンセラーや外部関係機関の協力を得る。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめ問題が解決されるまで、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、確かな人権意識や健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。